新潟医療福祉大学　新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限レベル表　6月25日～8月5日）

2021年6月24日
危機管理対策委員会

基本方針	学内で感染クラスターを発生させないこと
感染防御対策	（1）会食・カラオケを回避する、（2）マスクを装着し、口・鼻に触れない、（3）健康観察と行動記録を継続する
当該期間の行動制限レベル	原則レベル1（ただし、「移動」、「出張」、「学生相談」、「会議等」、「出張」、「イベント」はレベル2）

レベル		目安	学生に関すること								教職員に関すること						その他		
			学内への入構	移動	授業			学生相談	課外活動（学友会、ボランティア、アルバイト活動等）	強化クラブ活動	勤務		研究活動	会議等	出張・移動		図書館・学習支援センター	イベント・式典	来客の入構
					講義	実習・演習	学外実習4）				職員	教員			国外	国内			
3	制限（大） 緊急事態	国が緊急事態宣言を全国に発出した場合、それに準じた状況	入構禁止	国外・県外移動禁止	全てメディア授業（受講が困難な学生に対しては学内で対応）	全てメディア授業（開講が困難な場合は後日教育的配慮を行う）	停止	原則休止（緊急時のみ非対面6）での対応）	全面活動停止	全面活動停止	原則在宅勤務11）	原則在宅勤務11）	活動制限（大）14）	オンラインのみ	禁止	禁止	全面閉館、利用停止	原則延期または中止（オンラインを活用した代 替は可）	入構禁止
2	制限（中） 警戒	新潟県が特別警戒地域等に指定された場合、それに準じた状況	原則入構禁止（許可を得た場合のみ可）1）	国外移動禁止、緊急事態宣言地域2）への移動は禁止（その他は強い自粛）	原則メディア授業（受講が困難な学生に対しては学内で対応）	原則メディア授業（許可を得た場合のみ対面授業可）	原則県内に限定5）	原則非対面6）での対応（相談員の判断により対面が必要な場合は可）	原則活動停止7）（オンラインミーティングは可）	強い活動制限9）	在宅勤務12）（管理職・許可者除く）	在宅勤務12）13）（管理職・許可者除く）	活動制限（中）15）（最低限の研究活動）	原則オンライン	禁止	緊急事態宣言地域2）は禁止（その他は強い自粛）	利用制限16）（来館利用は停止）	不要不急のイベントは延期または中止（オンラインを活用した代替は可）	原則入構禁止（予約制、許可を得た者のみ可） 19）
1	制限（小） 注意	感染拡大への注意が必要な状況	入構制限（不要不急の入構は控える）	国外移動禁止、緊急事態宣言地域2）への移動は自粛（その他は慎重な対応）	原則メディア授業の推奨（必要に応じて対面授業可）	原則対面授業（各種ガイドラインの遵守3）	原則緊急事態宣言地域2）を除く地域に限定	非対面を推奨（必要に応じて対面可）	一部活動制限8）（オンラインミーティングは可）	活動制限10）	感染防御対策に最大限注意したうえで勤務（一部執務分散勤務の場合あり）	感染防御対策に最大限注意したうえで勤務	感染防御対策に最大限注意したうえで可（ゼミ等集合形式はオンラインを推奨）	対面は最小限、オンラインの積極的活用	原則禁止	緊急事態宣言地域2）は自粛（その他は慎重な対応）	一部利用制限17）	実施制限18）（オンラインを活用した代替は可）	入構制限（緊急事態宣言地域2）からの入構は不可、その他は2週間以内に県外往来がないこと）
0	通常	新しい生活様式に基づく行動	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）	通常（新しい生活様式）

色付け は6月25日～8月5日の行動制限レベルを示します

行動制限レベルは、緊急事態や社会情勢に対応するため、適宜委員会を開催して方針を見直します

1）研究・教育活動上、入構の必要があり、申請により専攻長や学科長等の管理職者が入構を許可した者

2）緊急事態宣言地域とは緊急事態宣言が発出された都道府県とまん延防止等重点措置が発出された都道府県をいう

・緊急事態宣言発出地域（沖縄）

・まん延防止重点措置発出地域（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）

3）「各種ガイドライン」とは対面授業実施ガイドライン、施設管理ガイドライン、学科ガイドラインを指す

4）受入機関と本学の基準のうち、より厳格な基準をクリアすることを前提とする

5）県外で滞在する地域（今住んでいる場所）が緊急事態宣言地域2）でなく4）を満たす場合は許可

6）「非対面」とは電話・メール・オンラインを指す

7）クラブ・サークル、ボランティアは活動は停止、アルバイトは強い自粛を求める

8）クラブ・サークル、ボランティア活動は活動計画書の提出をもって安全が確認された場合に許可、アルバイトは自粛を求める

9）活動計画書の提出により安全が確認された場合に自主練習を許可

10）活動計画書の提出により安全が確認された場合にチーム練習、大会参加（緊急事態宣言地域2）地域を除く）を許可

11）組織機能を維持するため管理職の入構は可とする

12）組織機能を維持するための管理職および管理職に許可された者のみ入構を可とする

13）医療機関での診療支援は可とするが、学内への入構は禁止する

14）学科長など組織代表者の許可の下で、以下の研究スタッフのみ研究室への立入りを可とする

①中止することにより大きな研究の損失を被ることになる，長期間にわたり継続している実験を遂行中の研究スタッフ

②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ

③生物の世話，液体窒素の補充，冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ

15）現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りを可とする

立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに，それ以外の研究室関係者は自宅での作業

16）原則来館利用、施設利用は禁止とし、書籍の貸出しは郵送対応、学習支援はオンラインのみの対応とする

17）来館利用は可とするが、開館日時、施設利用等に制限あり、学習支援はオンラインを積極的に活用する

18）イベント活動計画書の申請を行い、許可を受けた場合のみ可とする

19）事前申請予約の上、許可を得た場合のみ入構を可とする。ただし、緊急事態宣言地域2）からの来学は原則不可